2　農林中央金庫は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百五十六条の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

3　農林中央金庫は、リスク・カテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、次節に定める内部モデル方式及び第三節に定める標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を農林中央金庫のマーケット・リスク相当額とすることができる。

第二百五十条第二項第三号中「内部モデル方式においてマーケット・リスク相当額を算出するための方法」を「マーケット・リスク相当額を計算するために内部で構築されている手法」に改める。

第二百五十一条第二項第二号中「第二百五十三条」を「第二百五十四条」に、「第二百五十四条第一項第一号ヘ」を「次条第四項第六号」に改め、同項第四号ハ中「生じうる」を「生じ得る」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一　バリュー・アット・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリュー・アット・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもって、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

第二百五十一条第三項第三号に次のただし書を加える。

ただし、より保守的なバリュー・アット・リスクが算出される場合は、この限りでない。

第二百五十一条第三項第四号中「三月」を「一月」に改め、同項中第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

九　ストレス・バリュー・アット・リスク（適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・データを農林中央金庫が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュー・アット・リスクをいう。以下同じ。）を算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

第二百五十一条第三項第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　前号のマーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。）を用いていること。ただし、プライシング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

第二百五十二条から第二百五十四条までを次のように改める。

（個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第二百五十二条　農林中央金庫は、一般市場リスクの算出について内部モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部モデル方式を用いることができる。

2　農林中央金庫は、債券等（第二百五十八条に規定する債券等をいう。以下この項及び第五項において同じ。）に係る個別リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えなければならない。この場合において、農林中央金庫は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えることができる。

3　農林水産大臣及び金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第二百四十九条の承認をしようとするときは、前条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかどうかを審査するとともに、前項の規定に基づいて追加的リスクを内部モデルを用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために農林中央金庫が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であって、代理変数によってこれを補完することが十分に保守的であることを農林中央金庫が示すことができるときは、同条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によって補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に当たるものとする。

4　個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一　ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

二　リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

三　市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

四　同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号において「ベーシス・リスク」という。）を把握していること。

五　イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。

六　バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

七　流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオの下で保守的に把握していること。

5　追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一　計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整の上、第五章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、農林中央金庫の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

二　追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間（三月以上に限る。）をいう。第八号及び第九号において同じ。）を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合は、この限りでない。

三　債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。

四　追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。

五　集中リスクを把握していること。

六　同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションとの間以外でのエクスポージャーの額の相殺をしていないこと。

七　主要なベーシス・リスクを把握していること。

八　債券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実でないと見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。